

ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の発出

令和2年3月20日
在ドミニカ共和国日本国大使館

当国での新型コロナウイルス感染者の増加を受けて、19日にメディーナ大統領は国家非常事態宣言を行い、本20日には夜間外出禁止令を発出しました。これらの概要は次のとおりです。

1 国家非常事態宣言

19日、議会による決議（62-20）を経て、メディーナ大統領は大統領令（134-20）を公布し、今後25日間の国家非常事態を宣言した。同宣言により、交通の自由の抑制を含む新型コロナウイルスの流行を防ぐために必要なあらゆる措置を講じることが可能となる。

2 夜間外出禁止令の発出

20日、メディーナ大統領は、夜間外出禁止令に係る以下の大統領令（135-20）を公布した。

- (1) 3月20日から4月3日までの15日間、国内全土に午後8時から午前6時までの夜間外出禁止令を命じる。
- (2) ただし、以下の者は例外とする。
 - ア 医師，看護師，医学分析者等の医療関係者
 - イ 医療上の緊急を要する患者
 - ウ 民間の警備会社に正式に勤務する者
 - エ メディア関係企業に正式に勤務する者
 - オ 配電会社に勤務する者の内，緊急事態に備える者
- (3) 今次大統領令による措置が履行されるよう、国防省、内務警察省及び国家警察に本大統領令を共有する。

なお、上記措置の詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認いただけます。

【緊急事態宣言】

○<https://presidencia.gob.do/noticias/presidente-danilo-medina-declara-estado-de-emergencia-en-todo-el-territorio-nacional>

【夜間外出禁止令】

○<https://presidencia.gob.do/noticias/mediante-decreto-135-20-presidente-danilo-medina-establece-toque-de-queda-en-todo-el>

○<https://twitter.com/RodrigMarchena>